

北九州市立花尾小学校PTA旅費規程

1 交通費

- ① PTAを代表して参加した講習会等に要した交通費については、次に定めるものとする。

八幡東区内	一律 往復 500円（駐車場代含む）
門司区・若松区・小倉北区 小倉南区・戸畑区・八幡西区	一律 往復 1,000円（駐車場代・高速代含む）
北九州市外	公共交通機関による実費を支給する。

- ② 講習会等が4時間を超えるものについては、交通費とは別に1,000円の日当を支給する。

2 研修参加費

- ① 泊を要する、又は日帰りにおいても遠隔地において行われる研修会に参加する場合は、年度当初研究視察費として承認された予算の範囲内において支給金額を理事会において協議・決定する。

3 その他

- ① この規程に定めのないものについては理事会において協議・決議する。

附 則

- 一 この規約は平成16年4月25日より実施する。
- 二 この規約の改正を必要とする場合は理事会の承認を得る。

改 正

平成19年7月